

給期間の上限を3年と定めた(その結果,亡崔季澈の上記のような症状(不可逆的・終身的であり,かつ,そのことが一見明白であった)を看過・無視して,支給期間に有期の限定が付されることとなった。)。これは,その裁量を逸脱した違法な行為であり,少なくとも過失があったといえる。

そして,長崎市長は,上記のとおり,亡崔季澈の大腿骨頭壊死の症状が,不可逆的・終身的なものであり,そのことが一見明白であったにもかかわらず,有期の限定を付した。しかし,長崎市長は,機関委任事務の受託者として,自ら法を解釈する権限を有していたところ,告示208号の違法・無効を看過し,これに追従したものであるから,かかる行為は違法であり,故意・過失があった。

#### ウ 立法の不備ないし不作為(被告国について)(争点)

国会は,原爆二法を,国籍を問わず,日本への居住を問わず,被爆者すべてに通用されるものとしながら,申請手続に関する規定において,日本に居住しない限り,申請すべき都道府県知事が定まらないことになる規定を設けた。これにより,被爆者は,国外から申請することができなくなった。しかし,在外被爆者のうち,その意に反して,来日して申請することができない者が存在することは容易に推察することができ,また,申請先に被爆地の知事をも加えることによって,国外からの申請を可能にすることは容易であった。したがって,それをしなかったことは立法の不備であり違法である。

また,国会は,旧厚生省の行政の適正な実施を監視する義務を怠り,402号通達による援護行政の実施を放置し,申請先に被爆地の知事をも加える立法を行うべき義務があったにもかかわらず,これを長期にわたって懈怠したもので,かかる立法不作為は違法である。

#### (2) 被告らの責任等

被告国と被告長崎市は、以上のような違法な離日取扱い及び違法な支給期間限定を、意を通じてしたものであるから、共同不法行為が成立する。

そして、被告らは、上記(1)によって、亡崔季澈に対し、次の損害(合計額957万9240円)を与えた。

健康管理手当支給相当額	合計	847万9240円
慰謝料		100万円
弁護士費用		10万円

よって、被告らは、国家賠償法1条1項に基づき、連帯して、亡崔季澈に対し、957万9240円を支払う義務があった。

(被告らの主張)

(1) 402号通達による夫権取扱いについて(主に争点及び)

ア 違法性がないこと

402号通達の発出やこれに基づく取扱いは、以下によれば、国家賠償法上違法であるとの評価を受けない。

(ア) 402号通達が示した解釈については、原爆三法の規定上、被爆者が日本に居住等していることが当然の前提とされていると解釈する根拠といえる規定があったこと、原爆三法による給付は、国外では支給し得ない医療給付が中心であったこと、原爆三法の適用について属地主義的な理解を採ることに根拠があったといえること、原爆三法の制定過程において、在外被爆者には法律が適用されない旨の答弁などがなされたことに照らすと、被爆者が出国により失権するとの解釈は、相当の根拠を有するものであり、法の規定に明白に反するとはいえないものであった。大阪高裁平成14年12月5日判決を契機に、402号通達による解釈が改められるに至ったが、そのことは、同解釈に相当な根拠がなかったことを示すものではない。

したがって、402号通達の発出やこれに基づく取扱いなどについて、

公務員が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と当該行為をしたと認めることはできない。

(イ) また、402号通達を定めたこと自体は、行政の統一性を確保するために法の解釈を示したものであって、行政機関内部での拘束力は有するものの、国民の権利義務に影響するものとはいえない。したがって、それ自体で、個別の国民との間で何らかの法的義務が形成されることはないし、直接その権利・利益を侵害することもあり得ない。

(ウ) さらに、仮に402号通達が違法であれば、これによって亡崔季澈が健康管理手当受給権を喪失することはないから、亡崔季澈は、法律上保護される利益が侵害されていない。

#### イ 故意・過失がないこと

上記のとおり、402号通達による解釈は相当の根拠を有しており、また、402号通達については、近時まで裁判上問題視されたこともなく、その適法性を肯定する判決もあったことなどに照らすと、これに関与した公務員は違法性の認識を持ち得なかったから、402号通達の発出や402号通達に基づく取扱いについて、故意・過失があったとはいえない。

#### ウ 相当因果関係のある損害の（一部）不存在

原告らが損害として主張するもののうち、本件支給認定に係る認定期間以降（遅くとも昭和58年6月以降）の健康管理手当相当額については、408号通達による失権取扱いと相当因果関係のある損害ではない。

#### エ 除斥期間の経過

原告らが違法行為と主張している昭和55年7月の失権取扱いからは、20年が経過しているから、亡崔季・の請求権はすでに消滅した（国家賠償法4条、民法724条後段）。

### (2) 認定期間の限定（告示208号）について（主に争点 及び ）

#### ア 違法性がないこと

以下の理由から，告示 208 号の存在及びこれに基づく取扱いは，国家賠償法上違法の評価を受けない。

(ア) 特別措置法 5 条 3 項は，旧厚生大臣が，健康管理手当の認定期間の上限を定め，都道府県知事が，個別の支給認定にあたり，厚生大臣が定める期間内で各受給の障害及び疾病の症状を検討して適切な認定期間を定めることができるものとしていた。

これは，健康管理手当が，放射能との関連性を明確に否定できない疾病（厚生省令で定める障害を伴う疾病）にかかっている者につき，日常十分に健康上の注意を払う必要があることから，健康管理に必要な出費に充てることを給付の本旨としているところ，このように被爆者の健康状態に着目し国費により支給率が行われるという性格上，当該状態が継続しているかどうかを一定の期間経過後に確認する必要性があることによる。したがって，特別措置法 5 条 3 項や，これを受けて認定期間を定めた告示 208 号は，十分に合理性を有するものであった。

そして，同規定によれば，法は都道府県知事に対し，健康管理手当支給認定について，旧厚生大臣の定める上限を超えて認定期間を定めることや期間を定めずに支給認定することを可能とするような裁量権を付与していなかったというべきである。

したがって，旧厚生大臣が告示 208 号において認定期間の上限を 3 年と定めたことに裁量権の逸脱はない。また，長崎市長が，亡崔季澈について認定期間を限定したことに，裁量権の逸脱はない。

(イ) なお，最近告示 266 号による取扱いの変更がなされたことが，従前の取扱いの無効に結びつかないことについては，上記のとおりである。

(ウ) また，告示 208 号が違法であれば，亡崔季澈の健康管理手当受給権が法律上消滅するわけではなく，法的利益を侵害するものともいえない。

イ 故意・過失がないこと

告示 208 号には、上記のとおり合理性があるから、これを定めたことやこれに基づいた取扱いをしたことに故意・過失は認められない。

さらに、仮に告示 208 号が違法であったとしても、長崎市長に故意・過失を認めることはできない。

#### ウ 相当因果関係のある損害の（一部）不存在

原告らが損害として主張するもののうち、本件支給認定に係る健康管理手当相当額（最長でも昭和 58 年 5 月までの分）については、告示 208 号による取扱い（認定期間の限定）と相当因果関係のある損害ではない。

#### エ 除斥期間の経過

原告らが違法行為と主張している告示 208 号による取扱いは、昭和 55 年 5 月下旬ころにされたものと考えられるところ、その時点から 20 年が経過しているから、亡崔季澈の請求権は消滅した（国家賠償法 4 条、民法 724 条後段）。

#### （3）立法の不備ないし立法不作為について（争点）

原告らは、立法ないし立法不作為の内容が憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらず国会があえて当該立法ないし立法不作為を行うということがごとき容易に想定しがたいような例外的場合（国家賠償法 1 条 1 項の適用上違法の評価を受けうる場合）に該当する事実を具体的に主張していないから、原告らの主張は、それ自体失当である。

いずれにしても、被爆者援護法が、被爆者健康手帳の交付申請等において日本に居住又は現在していることを要件としていること及び国外からの申請を認める規定をおいていないことは、同法が、非拠出性の社会保険法の性格を有すること、認定行政における適正確保の要請があることなどに照らせば相当の根拠がある。また、憲法が、被爆地の知事を申請先に付加すべきことを一義的に義務づけているとも解されない。したがって、立法の不備あるいは立法不作為につき、国家賠償法 1 条 1 項の適用上違法の評価を受けうる場合

には該当しない。

#### 第4 当裁判所の判断

##### 1 健康管理手当受給権に基づく請求

##### (1) 亡崔季澈の健康管理手当受給権の取得の有無(争点)

ア 上記のとおり、亡崔季澈は、昭和55年5月2日、被告長崎市から被爆者健康手帳を交付され、本件支給認定を受け、同年6月24日、2万円の支給を受けたのであるから、亡崔季澈は、特別措置法において健康管理手当の定める要件とされている、「被爆者」であって、造血機能障害、肝臓機能障害その他の厚生省令で定める障害を伴う疾病(原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかであるものを除く。)にかかっているものであったことを推認することができる。

##### イ 特別措置法5条3項にいう期間について

そして、健康管理手当受給権は、都道府県知事等が定める、当該疾病が継続すると認められる期間限りのものであるところ(特別措置法5条3項)、昭和55年当時、健康管理手当受給権者であることの認定期間は、造血機能障害を伴う疾病のうち鉄欠乏性貧血及び潰瘍による消化器機能障害を伴う疾病以外の疾病について、最長3年とされていたこと(告示208号、本件支給認定の際長崎市長により定められた認定期間が、当時の健康替理手当受給者台帳が保存期間満了により廃棄されているため確認ができないこと(弁論の全趣旨)、被告らから、亡崔季澈の疾病につき、支給期間を3年未満に限定がなされるべきものであった旨の主張もなされていないことなどに照らすと、同人について実際に認定され、かつ、認定されるべきであった特別措置法5条3項の期間については、3年間であったと推認するのが相当である。

この点について、原告らは、亡崔季澈の大腿骨頭壊死の症状は、不可逆的・終身的なものであり、そのことは一見明白であったから、有期の限定

を付すべきではなかった（期間指定の措置は、違法・無効である）旨を主張している。しかし、特別措置法5条3項によれば、同法は、旧厚生大臣が、健康管理手当の認定期間を裁量により限定することを予定しており、健康管理手当が、造血機能障害、肝臓機能障害その他の厚生省令で定める障害を伴う疾病（原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかであるものを除く。）にかかっているものを支給対象者とし、放射能との関連性がある疾病に罹患した者の健康管理に必要な出費を給付の本旨とし、当該状態が継続しているかどうかを一定の期間経過後に確認する必要性があることなどに照らすと、同法5条3項の規定は合理性を有するものといえ、また、告示208号についても、不合理であるとは認め難い。なお、認定期間を定める時点で、告示208号を超える期間当該負傷又は疾病が治癒に至らない蓋然性が高い場合もあり得ると思われるが、そのような場合も含めて上記告示の定める期間内で認定期間を定めることもあながち不合理とはいえず、法もこのような場合を予定しているものと解することができる。そして、甲11（亡崔季澈を撮影した写真撮影報告書）を含め、本件で原告らから提出された全証拠を踏まえても、以上に反して亡崔季澈に対する無期限の支給を認定すべきであったと解するべき根拠となる事実を認定するには至らない。したがって、この点に関する原告らの主張を採用することはできない。

#### ウ 離日による失権取扱いとそれ以降の健康管理手当受給権について

そして、亡崔季澈は、その後日本を離れているが、「被爆者」は、日本に居住も現在もしなくなったとしても、当然には「被爆者」たる地位を喪失せず、健康管理手当の支給対象者であることの認定を受けている者については、健康管理手当が支給されるべきものと解される（大阪高裁平成14年12月5日判決参照）。

もっとも、健康管理手当受給権は、都道府県知事等が定める、当該疾病

が継続すると認められる期間限りのものであり（特別措置法5条3項）、亡崔季澈について実際に認定され、かつ、認定されるべきであった特別措置法5条3項の期間については、3年間であったと推認されることは上記イのとおりである。そして、上記イで述べたところによれば、都道府県知事等の認定なくして、当然に「被爆者」が、健康管理手当の受給権を有するものと認めることはできない。

したがって、亡崔季澈は、本件支給認定に係る昭和55年6月から昭和58年5月までの間の健康管理手当受給権を取得した（そのうち昭和55年6月分が支給済みであり、未払額の合計は、別紙表2のとおり、82万7900円である。）ものと認めることができるが、同人が取得した受給権は、これに限られるといわざるを得ない（上記の特別措置法の規定によれば、健康管理手当受給権は、都道府県知事等の支給認定を受けなければ実体的に発生しないものと理解することができるから、昭和58年6月以降の受給権については発生していないことになる。）。

## （2）支給義務者について（争点）

ア 特別措置法（及び被爆者援護法）に基づく健康管理手当の支給は、旧地方自治法において、機関委任事務とされていた（148条2項の別表第三の一（十の三））。そして、普通地方公共団体の長が管理、執行する機関委任事務に要する費用については、同法232条1項により、普通地方公共団体が必要な経費を、「支弁する」とされていたから、当該普通地方公共団体が、債務者として支払義務を負う。

特別措置法は、健康管理手当について、都道府県知事等が支給し、その支給に要する費用は都道府県等が支弁すると規定していたから（5条1項、10条1項、15条）、被爆者に対する健康管理手当の支給義務者は、その居住地等の都道府県等である。

イ そうすると、いったん日本国内で都道府県知事等から被爆者健康手帳交

付及び健康管理手当支給認定を受けていた者の健康管理手当については、出国までの間は、その居住地等の都道府県知事等が支給義務を負い、出国後についても、その最後の都道府県等が支給義務を負うと解するのが相当である（福岡高裁平成16年2月27日判決参照）。これに対し、原告らは、被告国も支給義務を負うべきであると主張するが、特別措置法には、被爆者の出国により手当支給事務を行う権限が、最後の都道府県等の都道府県知事等から他の行政機関に移転するとの規定が存在しないところ、最後の都道府県等が狭義の在外被爆者に対して負担していた手当支給義務が、同人の出国により消滅する根拠はなく、上記アのような各規定に照らすと、最後の都道府県等が支給義務を負うと解するのが相当であると考えられるのであって、原告らの主張を採用することはできない。

ウ 以上によれば、亡崔季澈が取得していた健康管理手当受給権に係る支給義務者は、被告長崎市であって、被告国ではない。

### （3）消滅時効について（争点）

ア 健康管理手当は月を単位として支給されるものであり（特別措置法5条4項）、毎月の手当の支給期限は、当該月の末日であると解される。したがって、健康管理手当の受給権者は、当該月の末日には権利を行使することができるから、本来、消滅時効の起算日は、支給月ごとに当該月の末日となるはずである。本件では、昭和55年7月から昭和58年5月までのそれぞれ末日がこれに当たる。

（ア）もっとも、上記のとおり、亡崔季澈は、その後日本を離れているところ、昭和55年7月分の健康管理手当を受給していないことに照らすと、昭和55年7月末より前に日本を離れたものと推認される。そこで、離日による失権取扱い（402号通達の存在及びこれに基づく取扱い）等によって、権利を行使することができなかつたかどうか（民法166条1項）が問題となる。

(イ) この点，基本的には消滅時効の制度の趣旨が，一定期間継続した権利不行使の状態という客観的な事実に基づいて権利を消滅させ，もって法律関係の安定を図ることにあることに鑑みると，権利を行使することができるとは，権利を行使し得る期限の未到来とか，条件の未成就のような権利行使についての法律上の障害がない状態をさし，権利行使についての単なる事実上の障害は，これに含まれないものと解される（最高裁昭和49年12月20日第二小法廷判決・民集28巻10号2072頁参照）。もっとも，権利を行使することができるというためには，単にその権利の行使につき法律上の障害がないというだけではなく，さらに権利の性質上，その権利行使が現実に期待のできるものであることをも必要と解するのが相当である（最高裁昭和45年7月15日大法廷判決・民集24巻7号771頁，最高裁平成8年3月5日第三小法廷判決・民集50巻3号383頁参照）。

(ウ) そして，402号通達によって，昭和55年7月当時から（平成15年3月1日に原子爆弾被爆者に対する法律施行令の一部を改正する政令（平成15年政令第14号）及び原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成15年厚生労働省令第16号）により取扱いが変更されるまで），離日による失権取扱いがなされていたことは上記第2の3(3)のとおりである。しかし，このような行政的な取扱いがある場合にも，その取扱いが違法，不当であることを主張して訴訟を提起することに何ら法的な障害があるわけではなく，亡崔季澈が日本国外に在住し，日本語の理解あるいは日本の司法制度の理解に乏しいことも事実上訴訟提起を困難にすることを意味してはいるが，これが訴訟提起の法的な障害ではないことは明らかであり，上記のような行政的な取扱いの存在及び亡崔季澈の個別的な事情をもって，健康管理手当請求権の性質上，一般的にその権利行使を期待することを現実に期

待できないということも困難である。

イ しかしながら，402号通達に基づく取扱いは，「被爆者」たる地位が失われ，被爆者健康手帳が失効して健康管理手当受給権が消滅し，いったん被爆者健康手帳の交付を受け，支給認定を受けた「被爆者」であっても，離日した後，健康管理手当の支給を受けるためには，再度，被爆者健康手帳の交付を受け，支給認定を受けなければならないとするものである（上記第2の2(1)のとおり，亡崔季澈も，昭和55年以前にいったん健康管理手当を受給したが，離日した後，実際には，再度来日しただけでは健康管理手当の支給を受けることができなかったものである。）。そして，この取扱いは，上記大阪高裁平成14年12月5日判決が確定するまで，現に，これを是正した確定裁判は存せず，実務的に長年定着してきたものである（なお，広島地方裁判所平成11年3月25日判決・訟務月報47巻7号1677頁は，在外被爆者に対する原爆二法の適用を否定している。）。

このように，402号通達に基づいた離日による失権取扱いは，特別措置法を所管する当時の厚生省の権威のある正当な法律解釈として一般に理解され，通用していたものである。しかも，この解釈が，通常は我が国の法制度や司法制度の理解に乏しく，場合によっては日本語も解することのできない（そして，本邦との交流も通常は多くはないと思われる）いわゆる在外被爆者を対象とするものであることに鑑みると，当該被爆者がこのような日本政府の法律解釈をやむを得ないことと受け止めるのは自然なことであると思われる。また，仮にこの取扱いを不当だと考える被爆者があっても，上記のような通達及びそれに基づく取扱は，その不当を訴えて提訴することに対して事実上重大な障害となることは容易に想像することができる。そして，その障害は，通常一個人で乗り越えることは著しく困難であり，日本語を理解し，日本の法制度に通じている他者からの援助があってもこれを乗り越えることは容易なものではない。そして，このよう

な障害の最大の原因は被告国の法律解釈にあるから、このような障害を作り出した被告国から事務を委任された被告長崎市が、地方自治法236条の消滅時効制度の適用を主張することは信義則上許されないと解するのが相当である。

ウ（ア）以上のような理解に対し、被告らは、健康管理手当受給権は、5年間の時効期間の経過により、援用を要せずに時効消滅するものであり、裁判所は消滅時効の起算点から5年間が経過すれば当然に地方自治法236条2項（被告国については会計法）を適用しなければならず、その際信義則違反や権利濫用を観念する余地はないことを主張するほか、本来行政機関の法解釈を誤りと考える者は、時効期間内に裁判所に司法的救済を求めるべきであること、通達や行政実務の運用が時効に関する信義則違反や権利濫用の評価根拠事実になるとすれば、制限なく過去にさかのぼって権利救済を求めることができることになり、法律関係が極めて不安定になること、亡崔季澈は、出国により健康管理手当の支給を受けられないことを知った時点で訴訟を提起する等の方法により、時効中断の措置をとることができたこと、402号通達で示された法解釈は相応の論拠を有し、当時の厚生省が違法な解釈であると認識していたものでもないこと等の根拠を挙げて、被告らによる消滅時効の主張などが信義則に違反するものではなく、あるいは権利の濫用になるものではないとの主張をしている。

（イ）ところで、本件で問題となっている特別措置法あるいは被爆者援護法に基づく健康管理手当受給権は、地方自治法236条1項の「金銭の給付を自的とする普通地方公共団体の権利」に該当するものと解され、その消滅時効の期間は5年であって、同条2項によって時効の援用を要せず、その利益を放棄することができないもので、中断や停止の事由がなければ、期間の経過によって消滅するものである（なお、会計法にも同

趣旨の規定がある。)

民法上の時効利益の放棄と援用は、永続した事実状態の尊重と時効の利益を受けることを潔しとしない個人の意思の尊重との調和を図るための制度であるが、公法上の債権については、このような個人の意思に関わらず画一的な処理と権利義務関係の早期確定を図ることが要請されるため、地方自治法236条2項や会計法31条は、公法上の債権に関する消滅時効に関しては、上記のとおり時効の援用を要せず、時効利益を放棄することはできないとしたものである。また、消滅時効の適用の主張が信義則上許されないと考えられる場合には、公法上の債権であっても、画一的な処理と権利義務関係の早期確定を図る要請は及ばないといえる。したがって、公法上の債権について、時効の援用や時効利益の放棄の制度を排除した地方自治法及び会計法の規定は、公法上の債権の消滅時効に関し、個別の事情による民法上の信義誠実の原則や権利濫用の法理の適用を排除することをその趣旨とするものではない。また、原則として信義則や権利濫用の法理を適用する余地がないとされる除斥期間は、絶対的な権利の存続期間を定めるものであるが、公法上の債権に関する消滅時効については、時効の中断や停止という事態が起こりうるものであるから、もとより除斥期間のように権利の絶対的な存続期間を定めるものでもない。もっとも、公法上の債権については時効の援用が不要とされるため、義務者から時効期間の起算点となる事実と期間の経過が主張されれば、これによって時効による権利の消滅についての判断を要請される点では、除斥期間と共通する点がある。しかし、公法上の債権について時効の援用を不要とした地方自治法等の規定が、直接信義則や権利濫用の法理の適用を排除する趣旨を含むものではなく、公法上の債権に関する消滅時効制度も民商法等の私法上の消滅時効制度とその趣旨を共通にしていること等からすると、当該権利の性質や権利行使がで

きなかった事情，権利行使の障害の原因と義務者の関与等の程度に鑑み  
地方自治法 236 条の消滅時効制度の適用を主張することが信義則上許  
されないと考えられる場合には，その適用を否定することが相当なもの  
と解される。

(ウ) また，後述のように被告国が 402 号通達を発し，離日による失権取  
救いをしたことにはそれなりの根拠があったというべきである。した  
がって，被告らにおいて敢えて違法な行政を行い，あるいは通常は採用  
できないような法解釈を行っていたものではないが，そうであっても，  
被告らの法解釈及びその運用が，結果的に亡崔季澈の権利行使に重大な  
障害をもたらしたものであることは先にみたとおりである。そして，こ  
のように故意・過失がないとしても，結果的，客観的に権利行使に重大  
な障害をもたらした者が，後にその権利が消滅時効により消滅したと主  
張することは，やはり信義則に違反するものといわなければならない。  
また，このように解すると，本件のような事情（相応の根拠のある法律  
解釈に基づいた行政が行われていたが，それが後に違法と判断されたと  
いう事情）の下でも，過去に遡って多数の者が権利救済を求める可能性  
を得ることは被告らの指摘するとおりである。しかし，そのことは，消  
滅時効制度の適用を主張することが信義則に違反することを否定する事  
情とはいえず，また，そのような事由を直ちに信義則の適用を否定する  
理由とすることも相当とはいえない。更に，信義則の適用は個別の事情  
によるべきものであるから，権利が存在しないとする通達や行政実務の  
扱いが後に違法とされることによって，その扱いに係る権利に対する消  
滅時効制度の適用のすべてが信義則に違反することになるわけではない  
ことにも留意すべきである。

なお，被告らの主張 ， については，亡崔季澈において 402 号通  
達に基づく行政が行われている下で，健康管理手当の支給を求めて出訴

することが著しく困難であったことはこれまで説明したとおりである。

(4) 以上のとおりであるから、亡崔季澈は、被告長崎市に対して、昭和55年7月から昭和58年5月までの間の健康管理手当受給権を取得していた(その額は、合計82万7900円である。)もので、相続によって、原告白樂任は16万5584円、その余の原告は各11万0386円(その余の原告らにつき1円未満の端数を切り下げ、残余につき原告白樂任に帰属するものとした。)の被告長崎市に対する支払請求権をそれぞれ取得するから(なお、未払の健康管理手当受給権については、相続の対象となるものと解するのが相当である(福岡高裁平成17年9月26日判決参照。))、原告らの健康管理手当受給権に基づく請求は、その限度で理由がある。

## 2 国家賠償法1条1項に基づく賠償請求

(1) 402号通達による失権取扱いについて(主に争点)

402号通達が示した特別措置法の解釈は、是認できないものではあるものの、特別措置法の規定上、被爆者が日本に居住等していることが前提とされていると解釈する根拠となりうる規定があったこと、被爆者法の制定過程において、在外被爆者には法律が適用されない旨の答弁などがなされていたことに照らすと、一応の論拠があったといえ、法の規定に明白に反するとはいえないものであった。また、同通達発出当時あるいは昭和55年当時、上記解釈が法律に反するものであることが明白であった旨を旧厚生大臣あるいは被告長崎市において認識できたことを示す事実は認め難い。

したがって、402号通達における法解釈が是認できないものであること(上記のとおり、「被爆者」は、日本に居住も現在もしなくなったとしても、当然には「被爆者」たる地位を喪失せず、健康管理手当の支給対象者であることの認定を受けている者については、健康管理手当が支給されるべきものと解されること)を踏まえても、402号通達の発出やこれに基づく取扱いが、国家賠償法上の故意・過失による違法行為であるとまでは認めることが

できない。

( 2 ) 認定期間の限定 ( 告示 2 0 8 号について ( 主に争点 ) )

上記( 1 ( 1 ) イ ) によれば , 告示 2 0 8 号の存在及びこれに基づく取扱いが , 国家賠償法上の故意・過失による違法行為であるとは認めることができない。

( 3 ) 立法の不備ないし立法不作為について ( 争点 )

特別措置法及び被爆者援護法については , 被爆者健康手帳の交付申請等において日本に居住又は現在していること前提としていることや国外からの申請を認める規定をおいていないことなどを含めても , その立法の内容が憲法の一義的な文言に違反しているとは認めることができず , また , 被爆地の知事を申請先に付加すべきことが , 憲法によって , 一義的に義務づけられているということもできない。

したがって , 国家賠償法 1 条 1 項の運用上違法の評価を受けるような立法の不備あるいは立法不作為を認めることはできない。

( 4 ) そうすると , 原告らの国家賠償法 1 条 1 項に基づく賠償請求については , その余の点について判断するまでもなく , いずれも理由がない。

## 第 5 結論

よって , 原告らの被告長崎市に対する請求は , 主文の限度で理由があるからこれを認容し , 原告らの被告長崎市に対するその余の請求及び被告国に対する請求は , いずれも理由がないからこれを棄却し , 訴訟費用の負担につき , 行政事件訴訟法 7 条 , 民事訴訟法 6 4 条本文 , 6 5 条 1 項本文 , 6 1 条を , 仮執行の宣言について同法 2 5 9 条 1 項をそれぞれ適用し , なお , 仮執行免脱宣言については相当でないのでこれを付さないこととし , 主文のとおり判決する。

( 口頭弁論終結の日・平成 1 7 年 9 月 3 0 日 )

長崎地方裁判所民事部

裁判長	田	川	直	之
裁判官	伊	東	讓	二
裁判官	船	戸	宏	之